

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成26年5月16日

【会社名】 中日本興業株式会社

【英訳名】 Nakanihon KOGYO CO.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 服部 徹

【本店の所在の場所】 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

【電話番号】 名古屋(551)0272～0274

【事務連絡者氏名】 取締役 感動創造支援本部本部長 三田 則男

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号

【電話番号】 名古屋(551)0272～0274

【事務連絡者氏名】 取締役 感動創造支援本部本部長 三田 則男

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は平成26年5月13日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ連結子会社である中日本商事株式会社を、平成26年6月25日開催予定の当社定時株主総会における合併契約承認議案の承認可決を条件として、吸収合併（以下「本合併」）することを決議し、同日付けで合併契約を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の名前、資本金の額及び事業の内容

商号	中日本商事株式会社
本店の所在地	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 徹
資本金の額	30百万円(平成26年3月31日現在)
事業の内容	飲食店及び浴場施設の経営、看板の製作、広告代理店業務等

(2) 当該異動前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 600個

異動後 個(吸収合併により消滅)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 % (吸収合併により消滅)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である中日本商事株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅することによる。

異動の年月日(予定)

平成26年9月1日(吸収合併の効力発生日)

2．吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

(1) 当該吸収合併の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	中日本商事株式会社
本店の所在地	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 徹
資本金の額	30百万円(平成26年3月31日現在)
純資産の額	41百万円(平成26年3月31日現在)
総資産の額	298百万円(平成26年3月31日現在)
事業の内容	飲食店及び浴場施設の経営、看板の製作、広告代理店業務等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
売上高(百万円)	1,003	1,026	1,087
営業利益(百万円)	40	19	3
経常利益(百万円)	35	23	1
当期純利益(百万円)	40	22	5

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	中日本興業株式会社
発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は中日本商事株式会社の発行済株式の全数を保有している
人的関係	当社役員による中日本商事株式会社の役員兼務等の関係がある
取引関係	当社は中日本商事株式会社に資金の貸付等を行っている

(2)当該吸収合併の目的

本合併は、当社グループ経営の一層の効率化を図るために実施するものである。

(3)当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、中日本商事株式会社は解散する。

吸収合併に係る割当ての内容

該当事項なし。

その他の吸収合併契約の内容

合併契約書の内容は、次のとおりである。

合併契約書

中日本興業株式会社（住所は、名古屋市中村区名駅四丁目7番1号。以下、「甲」という。）と中日本商事株式会社（住所は、名古屋市中村区名駅四丁目7番1号。以下、「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲および乙は、甲を存続会社、乙を消滅会社として合併する。

第 2 条（合併に際して交付する金銭等の内容およびその割当ならびに資本金の額）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているため、合併による新株式の発行および資本金の増加を行わない。

第 3 条（合併承認総会）

甲は平成26年6月25日に、乙は平成26年6月23日にそれぞれの定時株主総会（以下、「合併承認総会」という。）を招集し、本契約の承認および合併に必要な事項に関する決議を求める。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、この開催日を変更することができる。

第 4 条（効力発生日）

効力発生日は、平成26年9月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第 5 条（財産および権利義務の引継ぎ）

乙は、平成26年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を加減した資産、負債および権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はそれを承継する。

第 6 条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを行う。

第 7 条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員については甲の従業員として引継ぐものとする。なお、詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

第 8 条（解散費用）

乙の解散のために要する費用は、すべて甲の負担とする。

第 9 条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重要な変動が生じたときもしくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第 10 条（本契約の効力）

本契約は第 3 条に定める甲および乙の合併承認総会における承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が本書、乙が写しを保有する。

平成 26 年 5 月 13 日

(甲) 名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号
中日本興業株式会社
代表取締役社長 服部 徹

(乙) 名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号
中日本商事株式会社
代表取締役社長 服部 徹

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

本合併に際して新株式の発行、新株式の割当ては行わないため、該当事項はない。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	中日本興業株式会社
本店の所在地	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 服部 徹
資本金の額	270百万円
純資産の額	現時点では確定していない
総資産の額	現時点では確定していない
事業の内容	映画興行、不動産賃貸、飲食店及び浴場施設の経営、看板の製作、広告代理店業務等

以上